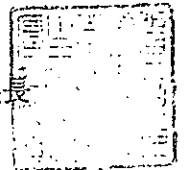


社援総発0417第1号

平成24年4月17日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について

東日本大震災により被災され応急仮設住宅に入居されている方については、可能な限り早期に災害公営住宅等の恒久的な住宅にお移りいただくことが望ましいところですが、被災地における復興状況等を踏まえると、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要があると考えています。このため、応急仮設住宅の供与期間について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知いただき、管内市町村に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 応急仮設住宅について

東日本大震災により建設した応急仮設住宅の供与期間については、原則として2年以内としています。また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、2年を超えて存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと特定行政庁（※1）が認めるときは、更に1年を超えない範囲内毎に存続期間を延長できるとされています。

このため、応急仮設住宅の供与期間について、災害公営住宅等の恒久住宅の整備になお時間を要する状況にあること等を踏まえ、1年間延長することとしますので、これに向け、安全上、防火上、衛生上支障がないよう必要な措置を講じた上で、必要な行政手続きを進めていただきますようお願いいたします。

なお、民間賃貸住宅等（※2）を借上げて供与している応急仮設住宅についても、建設した応急仮設住宅と同様、2年間の供与期間を1年間延長します。

(※1)

建築基準法第2条第1項第35号により、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長とし、その他の市町村の区域については都道府県知事とされている。

(※2)

民間賃貸住宅、公営住宅、UR賃貸住宅、雇用促進住宅 等

2 費用

供与期間を延長することに伴い必要となる追加的な費用は、災害救助法による国庫負担の対象とします。なお、次の費用が考えられますが、その他、必要となる費用については、幅広く当職あてご相談下さい。

① 建設した応急仮設住宅

- ・補修費
- ・リース料

② 民間賃貸住宅等

- ・契約更新料